

○昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 移動体識別（設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。）用 （表略）</p>	<p>構内無線局に指定する電波の型式及び周波数並びに空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 移動体識別（設備規則第二十四条第十四項に規定するものをいう。）用 （表略）</p>